

京王建設災害防止協会「インボイス制度セミナー」Q&A

セミナー講師
武蔵府中税務署
竹葉統括国税調査官

① 当社から依頼しているインボイス登録の回答がない会社（非課税会社等）から、従来とおり工事費 1,000 円、消費税 100 円、合計 1,100 円の請求書が届き、そのとおりに支払った場合の税務処理はどうなるのか？

⇒100 円が費用として認められるのか？

→100 円の仕訳は、20 円の外注費と 80 円の仮払消費税となる。

経過措置により、3 年間は 80%、その後の 3 年間は 50%が仮払消費税として控除が認められるが、7 年目から全額外注費となる。

⇒そもそも誤請求書として、再発行を要求して、法的に問題ないか？

→一概に誤りとは言えないが、相手も経費が嵩んでおり、考慮すべき。

従来の税額分を、課税会社ではないことを理由に一方向的に値引いたり（請求書再発行の要求）、取引停止などすると、独禁法等に抵触する恐れがあり好ましくない。経過措置により、6 年間は仮払消費税の計上が全額ではないが認められることから、それを加味し、値引き交渉等することが望ましい。

② 振込手数料の処理方法

⇒支払通知書を発行し、振込手数料に関し表記はしているが、改めて請求書が必要なのか？あるいは、「支払通知書兼振込手数料請求書」と表記すれば問題ないか？（1 月頃、国税庁に直接電話にて確認したところ、1 万円以下の取引なので関係ありませんとの回答をいただいたが・・・）

→受け取り側が「売上げ値引き」処理の場合はインボイスは必要ないが、費用処理の場合はインボイスが必要となる。

なお、『「支払通知書兼振込手数料請求書」と表記すれば問題ないか？』の質問には回答いただいております。

③ 適格請求書におけるインボイス番号の確認

⇒請求書を処理しようとするたびにインボイス番号の確認（国税庁HPその他の方法）をする必要が本当にあるのか？

→原則必要だが、継続取引会社はその都度でなくても良い。

④ 月々の支払額から協力会費を徴収しているが、問題ないか？

→消費税に関わる取引ではないので、問題なし。

当日質問

① 請負契約案件において不具合等が発生し、その対応として元請が他社へ発注した場合、その分の減額手続きは、控除された後の金額で請求書を発行すればよいのか？

→契約金額のとおり請求書を発行し、減額分については所定の書式（どの会社も必ず存在するはずであり、京王建設の場合は立替金控除票）にて処理すること。

② 職人の応援のやりとり等により、代金の一部に控除が発生した場合、相殺後の金額の請求でよいのか

→双方で、該当する金額の請求書（京王建設の場合は立替金控除票）で処理すること。相殺後の金額での請求は取引の実態が会計に反映されないので認められない。

③ 社内支払等にかかる振込手数料（会社負担）に関して、銀行からくる振込手数料の一覧で問題ないか？また、他社職人の費用支払いにかかる振込手数料（相手負担）に関してインボイスは必要か？

→社内支払に関しては、（現物を確認できないので答えられないが、銀行がインボイスとして発行した書類かどうか）銀行との打合せが必要。また他社への支払いに関しては、相手側の処理が売上値引きなら不要、費用処理なら必要。

（ ）内は想像

青太文字表示は竹葉氏の回答。